

2021年4月号 (Vol.7)

2020年改正個人情報保護法の政令・規則について —パブリックコメント結果等も踏まえたポイントの解説—

I. はじめに

II. 漏えい等報告・本人通知

III. 仮名加工情報

IV. 個人関連情報

V. 越境移転

VI. 法定公表事項

VII. その他

森・濱田松本法律事務所

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

atsushi.okada@mhm-global.com

弁護士 田中 浩之

TEL. 03 6266 8597

hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

弁護士 蔦 大輔

TEL. 03 6266 8769

daisuke.tsuta@mhm-global.com

弁護士 佐藤 万理

TEL. 03 5293 4916

mari.sato@mhm-global.com

凡例

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	個人情報法
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）	2020年改正法
2020年改正法による改正後の個人情報法	改正個人情報法
個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）	個人情報法施行令
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）	個人情報法施行規則
個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第56号）	改正政令
改正政令による改正後の個人情報法施行令	改正個人情報法施行令
個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第1号）	改正規則
改正規則による改正後の個人情報法施行規則	改正個人情報法施行規則

I. はじめに

2020年6月5日に2020年改正法が成立し、同年6月12日に公布されました。

2020年改正法の主な規定の施行は公布から2年以内と定められ、個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます）は、同法の施行に向けた準備を進めており、同年

データ・セキュリティ NEWSLETTER

10月以降、改正個人情報法における各種論点について「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について」と題する資料を複数公開しています。

委員会は、当該資料も踏まえ、改正政令案、改正規則案についてパブリックコメント（以下「意見」といいます）を募集し、2021年3月24日にその結果を公表しました。意見に対する考え方として、解釈の方向性も示されています。

また、同日には、改正政令及び改正規則が公布されるとともに、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第55号）も公布され、2020年改正法の主な規定の施行日が2022年4月1日と定められました。

本ニュースレターでは、意見募集結果で示された解釈も踏まえ、改正個人情報法施行令、改正個人情報法施行規則について、論点を分けて概説します。

II. 漏えい等報告・本人通知

1. 法改正の内容

改正個人情報法22条の2は、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの漏えい等であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める一定類型の事態が発生した場合には、当該事業者は原則として委員会に対して当該事態が生じた旨を報告しなければならない旨を定めています。また、本人に対して当該事態の発生を通知しなければならない旨を定めています。現行法においては、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（以下「現行告示」といいます。）に基づく努力義務（又は望ましい措置）とされている事項を一部の法的義務とするものです。

2. 政令・規則の内容

(1) 報告対象

改正個人情報法施行規則6条の2は、法22条の2の報告の対象となる、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態を次のとおり定めています。

- ①要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等（1号）
- ②クレジットカード番号等、財産的被害が発生するおそれがある個人データの漏えい等（2号）
- ③不正アクセス等、不正の目的をもって行われたおそれがある行為による漏えい等（3号）
- ④本人の数が1,000人を超える漏えい等（4号）

上記①ないし④のいずれについても現行告示と同様、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」と定められており、発生の「おそれ」の段階も含まれるこ

データ・セキュリティ NEWSLETTER

とに留意が必要です。

(2) 報告期限

法 22 条の 2 に定める委員会への報告について、事業者は、事態を知った後速やかに、概要、漏えいした個人データの項目、本人の数、原因、二次被害のおそれ等、本人への対応の実施状況、公表の実施状況、再発防止措置及びその他参考事項（以下「報告事項」といいます。）のうち、その時点で把握しているものを速報として報告し（改正個人情報法施行規則 6 条の 3 第 1 項柱書及び各号）、当該事態を知った日から 30 日（上記（1）③の場合は 60 日）以内に報告事項を確報として報告しなければなりません（同条 2 項）。

速報の具体的な期限は定められておらず、条文上は「速やかに」とされているに留まりますが、委員会は、速報の時間的制限の考え方をガイドライン等で示すことを検討するとしています。

3. ポイント

(1) 事態の発生の「おそれ」の解釈（パブコメ概要 11）

上記のとおり、改正個人情報法 22 条の 2 は、現に漏えい等が発生した場合のみならず、漏えい等が「発生したおそれ」がある事態についても報告の対象としておりますが、どういった場合に「おそれ」があるのかについては、実務上判断が難しいケースが多くなることが想定されます¹。

この点に関して、「「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集結果（概要）」（以下「パブコメ概要」といいます。）の番号 11（以下パブコメ概要結果の番号については数字のみ挙げます）において、「発生したおそれ」の具体例等については、今後ガイドライン等で示すことを検討しているが、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなる、という考え方が示されています。

(2) 期限内の報告が間に合わない場合（パブコメ概要 17）

特にサイバー攻撃を受けたような場合は、報告期限（同条 1, 2 及び 4 号の場合は 30 日、サイバー攻撃の場合を含め 3 号の場合は 60 日）内に全ての調査を終えて詳細を報告しきれないケースが多くなることが想定されます。

この点に関して、パブコメ概要 17 において、事業者が改正個人情報法 22 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、事業者が委員会に確報を伝えるべき期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完すると

¹ 個人データが漏えいした可能性は限りなくゼロに近いが、完全にゼロとはいえないというケースも想定されるところ、そのような場合についてまで「おそれ」があるとするのは事業者への負担が大きいのではないかという疑問が残ります。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

いう考え方が示されています。

(3) クラウドサービスを利用する事業者が漏えい等を起こした場合（パブコメ概要 7）

パブコメ概要 7 によれば、クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている²場合は、当該クラウドサービスを利用する事業者は、個人データの漏えい等の報告義務が課されることとなるという考え方が示されています。

また、報告義務を負わないクラウドサービス提供事業者においても、クラウドサービスの利用事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負うことを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応をとることが求められるという考え方が示されています。

(4) 法定の報告事項以外の事態に関する任意の報告（パブコメ概要 8）

パブコメ概要 8 によれば、委員会は、改正個人情報法施行規則 6 条の 2 各号に該当しない事態であっても、事業者が委員会に任意に報告することができるように検討するとしており、改正個人情報法規則 6 条の 2 各号に該当しない事態を対象として、現行告示等に基づく任意の報告の制度が残る可能性があります。

III. 仮名加工情報

1. 法改正の内容

(1) 仮名加工情報の創設

改正個人情報法では、「仮名加工情報」（個人情報に含まれる記述の一部や個人識別符の全部を削除して、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報・同法 2 条 9 項）に関する制度が措置されます。

事業者は原則として、個人情報である仮名加工情報（同法 35 条の 2 第 6 項）、及び個人情報でない仮名加工情報（同法 35 条の 3 第 1 項）のどちらも、第三者に提供してはいけません。このように、仮名加工情報は、第三者提供を禁止し事業者内部での利用・分析に限定すること等を前提として、利用目的の変更を制限する規定が適用されません（同法 35 条の 2 第 9 項）。また、漏えい等の発生時の報告や、保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応等も不要とされます（同項）。

² 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（以下「個人情報 QA」といいます。）Q5-33 によれば、「当該個人データを取り扱わないこととなっている場合は、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。」という例が示されています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

(2) 「作成するとき」の解釈（パブコメ概要 53）

改正個人情報法 35 条の 2 第 1 項の、事業者が仮名加工情報を「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに係る義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。この点は、匿名加工情報を「作成するとき」（個人情報法 36 条 1 項）の解釈と同様です。

2. 政令・規則の内容

仮名加工情報の加工基準として、①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換が定められています（改正個人情報法施行規則 18 条の 7 各号）。また、加工に際して削除等した情報に関する安全管理措置の基準（同規則 18 条の 8）も定められています。

そして、事業者は、本人の不利益となるおそれがあることから、本人へアクセスするために仮名加工情報に含まれる連絡先等を利用することが禁止されています。本人へのアクセス方法として、電話をかける、郵便の送付等のほか、「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう）を用いて送信」する方法も挙げられており（改正個人情報法 35 条の 2 第 8 項）、改正個人情報法施行規則 18 条の 9 各号において、その「電磁的方法」の内容として、電話番号を利用する SMS、電子メールのほか、受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信³を送信する方法を定めています。

3. ポイント

(1) 加工基準と識別子削除の是非（パブコメ概要 56）

パブコメ概要 56 によれば、メールアドレスや、電話番号、広告 ID、MAC アドレス等の識別子を仮名加工情報への加工に際して削除すべきではないかという意見に対して、仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別すること自体は許容されているため、メールアドレスや、電話番号、広告 ID、MAC アドレス等については、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものではない限り、必ずしも当該識別子の加工が求められるものではないという考え方が示されています。

³ 電気通信事業法（昭和 59 年法律 86 号）2 条 1 号に規定する電気通信をいう。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

(2) 連絡先等を利用した本人への連絡禁止と Cookie ID を利用した広告について
(パブコメ概要 60)

パブコメ概要 60 によれば、Cookie ID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容の Web 広告を表示する方法は、改正個人情報法施行規則 18 条の 9 第 3 号の「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信…を送信する方法」に該当するという考え方が示されており、これに基づけば、仮名加工情報を Cookie ID を利用したターゲティング広告に利用することはできないと考えられます。但し、上記の 1. (2) のとおり、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに係る義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されませんし、逆にもともと個人情報に該当しないと整理できるような内容の識別子であればそれを仮名加工情報として取り扱う必要はありませんので、いずれにせよこの点に関する実務上の影響は限定的であると考えられます。

IV. 個人関連情報

1. 法改正の内容

改正個人情報法は、「個人関連情報」（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）を第三者に提供しようとする場合において、第三者が個人データとして個人関連情報を取得することが想定されるときには、あらかじめ個人情報保護委員会規則に定めるところにより、下記事項を確認する義務を負うとしています（同法 26 条の 2 第 1 項）。

- ①当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること（1号）
- ②外国にある第三者への提供にあつては、1号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること（2号）

ここにいう「個人データとして…取得することが想定されるとき」とは、個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱」（2019 年 12 月 13 日、以下「制度改正大綱」といいます。）にあるとおり、「提供先において個人データになることが明らかな情報」と同様と解されています⁴。

⁴ 個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（個人関連情報）」（2020 年 11 月 20 日）7 頁参照。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

なお、個人関連情報に関する規律は、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合に限られており、データベース化されていないいわゆる散在情報のみを取り扱っている場合は規律の対象にはなりません。

2. 政令・規則の内容

改正個人情報法施行規則は、個人関連情報の第三者提供を行う際の確認方法について、「提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」（改正個人情報法施行規則 18 条の 2 第 1 項）と定めています。また、外国にある第三者への提供にあたっては、当該第三者が、個人から第三者提供への同意を取得する際に、あらかじめ情報提供をしたことを確認する必要がある（改正個人情報法 26 条の 2 第 1 項 2 号）ところ、その確認方法は、「書面の提示を受ける方法その他の適切な方法」（改正個人情報法施行規則 18 条の 2 第 2 項）としています。

3. ポイント

(1) 提供先における同意取得の確認方法（パブコメ概要 38 等）

改正個人情報法 26 条の 2 第 1 項 1 号の本人の同意の取得方法や、改正個人情報法施行規則 18 条の 2 の提供先における同意取得の確認の方法の具体例については、今後ガイドライン等で示すとの考え方が示されています（パブコメ概要 38, 39, 41）。なお、本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することは可能であるとの考え方が示されています。

上記に関連して、個人情報保護委員会「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（個人関連情報）」（2021 年 4 月 7 日、以下「GL 論点（個人関連情報）」といいます。）によれば、委員会は、本人同意を提供元・提供先のどちらが取得するかといった点を今後検討するとしており、本人と接点を持つ提供先が本人の同意を取得することを原則としつつ、本人の権利利益の保護が図られることを前提に、提供元が同意取得を代行することも一定の要件の下で本人同意の取得方法として許容されるとしています。但し、提供元が同意取得を代行する場合には、本人が利用主体を認識することができるよう、「提供先を個別に明示する」ことが必要になるとしています。また、あくまでも本人同意の取得は提供先の義務であるため、提供元が適切に同意を取得できていなかった場合には、提供先において「不正取得」（個人情報法 17 条）に該当し得ることとなるとしています。

(2) 委託に伴う提供の場合の該当性（パブコメ概要 40）

パブコメ概要 40 によれば、個人データの取扱いの委託（個人情報法 23 条 5 項 1 号）にあたって、委託元にとっては個人データに該当するが委託先にとっては個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の

データ・セキュリティ NEWSLETTER

範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正個人情報法 26 条の 2 は原則として適用されないが、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、同条が適用されるとの考え方が示されています。

(3) 第三者提供の本人同意の確認のために、提供先が提供元に ID 等を提供する行為について（パブコメ概要 42）

個人関連情報の第三者提供に関する本人の同意の取得を確認する方法として、個人関連情報の提供先である第三者から個人関連情報の提供元への申告があります。この申告に際し、個人関連情報の提供先が個人関連情報の提供元に、本人の同意を得ている ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に関するいわゆる提供元基準説⁵に基づけば、ID 等は、ID 等の提供元（＝個人関連情報の提供先）にとっては、個人データとなるため、個人データの第三者提供に該当するものと考えられます。しかし、パブコメ概要 42 及び GL 論点（個人関連情報）では、改正個人情報法 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、提供先が偽りなく確認に係る情報を提供することが個人情報保護法上予定されていることから、「法令に基づく場合」（個人情報法 23 条 1 項 1 号）として許容される⁶という考え方が示されています。

(4) 確認記録義務（パブコメ概要 44）

パブコメ概要 44 によれば、個人関連情報を第三者に提供した際に、提供元において作成する記録は、本人による開示請求の対象となる「第三者提供記録」（改正個人情報法 28 条 5 項）には該当せず、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した際に（つまり、提供元では個人関連情報であっても、提供先では個人データとなる場合に）、提供先において作成する記録は、第三者提供記録に該当し、開示請求の対象となるとの考え方が示されています。

V. 越境移転

1. 法改正の内容

改正個人情報法では、外国にある第三者への個人データの移転規制が強化されました。

当該第三者提供に関する本人の同意の取得時に、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等の情報を本人に提

⁵ 制度改正大綱 25 頁参照

⁶ ここでは、個人情報法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」について、ここにいう「法令」に個人情報法自身も含むことが前提になっています。これに対して、現状の個人情報法 QA5-14 では、「法令に基づく場合」の例として、「他の法令により個人情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合」と、「他の法令に、個人情報を第三者に提供することについて具体的根拠が示されているが、提供すること自体は義務付けられていない場合」という 2 つが挙げられていますが、いずれの例においても「他の法令」とされており、個人情報法それ自体を含めていません。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

供する義務が新設されました（改正個人情報法 24 条 2 項）。

また、移転先の外国にある第三者が、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していることを根拠に外国にある第三者に個人データを提供する場合に、以下の①及び②の対応をする義務が新設されました（同法 24 条 3 項）。

- ①提供先事業者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じること
- ②本人の求めに応じて、当該必要な措置に関する情報を本人に提供すること

2. 政令・規則の内容

外国にある第三者への提供に係る同意取得時に、本人に情報提供をする際の方法が改正個人情報法施行規則 11 条の 3 第 1 項に定められ、同条 2 項各号において、情報提供すべき事項が次のとおり定められています。

- i 当該外国の名称
- ii 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- iii 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

但し、「当該外国の名称」が特定できない場合（改正個人情報法施行規則 11 条の 3 第 3 項）には、事業者は特定できない旨や理由（同項 1 号）、参考となるべき情報（同項 2 号）を本人に提供しなければなりません。

また、上記 1. ①の、提供先事業者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置とは、提供元事業者が、提供先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる提供先の外国の制度の有無及び内容を適切かつ合理的な方法により定期的に確認すること（同規則 11 条の 4 第 1 項 1 号）、及び、当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該措置の継続的な実施が困難となったときは、個人データの第三者への提供を停止すること（同項 2 号）と定められています。

3. ポイント

(1) 州の記載の要否（パブコメ概要 26）

パブコメ概要 26 は、連邦制国家（米国等）においては、州によって州法として異なる法律が定められているため、その場合に、本人の同意取得時に提供すべき情報として改正個人情報法施行規則 11 条の 3 第 2 項 1 号の「当該外国の名称」として州の明示が求められるかという意見について、連邦制国家においての州の名称の明示までは求められないが、州法が主要な規律になっている等、本人のリスク認識に資する

データ・セキュリティ NEWSLETTER

場合には、本人に対して、提供者の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいとの考え方を示しています。

(2) 「外国」の意味とサーバー所在地（パブコメ概要 27）

パブコメ概要 27 によれば、同号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバーが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいうと示されています。

(3) 「特定できない場合」の具体例（パブコメ概要 31）

パブコメ概要 31 によれば、本人同意取得時に提供する情報として「当該外国の名称」が特定できない場合の具体例等は、今後ガイドライン等で示すとのことですが、一例として、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられるとされています。

(4) 「定期的な確認」の具体例（パブコメ概要 33）

パブコメ概要 33 によれば、改正個人情報法施行規則 11 条の 4 第 1 項 1 号の「定期的」な確認の頻度及び方法の具体例は、今後ガイドライン等で示されるとのことですが、例えば、提供元が、年に 1 回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられるとしています。

VI. 法定公表事項

1. 法改正の内容

個人情報法の法律自体を改正するものではありませんが、制度改正大綱においては、事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方として、「個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する」旨が示されました。

2. 政令・規則の内容

個人情報の取扱いについてどのような安全管理措置が講じられているか本人が把握することで、本人の適切な関与を可能とするという趣旨に基づき、改正個人情報法施行令 8 条 1 号では、事業者が個人情報法 20 条の規定により安全管理のために講じた措置を公表する（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）ことが義務付けられまし

データ・セキュリティ NEWSLETTER

た。但し、公表等することにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合は明示的に除外されています（同号）。

3. ポイント

(1) 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容に関する公表について

「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）」（2020年10月14日・以下「政令等論点・公表事項」といいます。）によれば、委員会は、今後ガイドラインにおいて、公表事項及び公表により支障を及ぼすおそれがあるものの例示を行うことが考えられるとしています。

また、委員会は、事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき旨をガイドラインで明確化しており、その際、安全管理措置の公表の一環として、事業者が把握した外国制度等の公表を求めていくことも考えられるとしています。

(2) 保有個人データの処理の方法の公表について

委員会は、政令等論点・公表事項において、個人データの処理方法の公表に関しては、営業秘密の流出等に対する懸念があることから、公表等を義務化するのではなく、利用目的の特定（個情法15条1項）を通じて、本人が個人データの取扱いについて認識できるようにするとの方針を示し、そして、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを、ガイドラインにおいて事業者を求めるという方針を示しています。

VII. その他

前回のニュースレター⁷でお伝えしたとおり、内閣官房は、2021年2月9日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（以下「整備法案」といいます。）を含む5つのデジタル改革関連法案を提出したところ、これらの法案は、同年4月6日、衆議院本会議で可決され、今月中には成立するとの報道もあります。

同整備法案50条、51条により、個情法がさらに改正されます（以下、整備法案によって改正される個情法を「2021年改正法案」といいます。）が、2021年改正法案は、2020年改正法において枝番号で追加された規定の条文番号を全て振り直しているため、各規定の条文番号が改正個情法から大きく変わります。2021年改正法案のうち、整備法案50条に基づく国レベルの一元化については、公布から1年以内に施行されるため、法案が成立した場合、2020年改正法の主な規定の施行日である2022年4月1日に同

⁷ データ・セキュリティ NEWSLETTER 2021年3月号(Vol.6)「2021年個人情報保護法改正案の概要ーデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」
<https://www.mhmi-japan.com/ja/newsletters/data-security-nl/6.html> をご参照ください。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

時施行されることが想定されていると思われます。

また、今回引用した改正個人情報法施行規則・改正個人情報法施行令の条文番号についても、個人情報法と同様に枝番の条文番号が振り直される等して大きく変わることが予想されますので、その点に留意が必要と考えられます。

セミナー情報

- セミナー 『グローバル（欧米・アジア／BRICs）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
開催日時 2021年4月21日（水）13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第4441回 金融ファクシミリ新聞社セミナー「STO（Security Token Offering）の法律と実務～具体的なスキームと最新の事例を踏まえて～」』
開催日時 2021年4月21日（水）9:30～11:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『【オンライン】第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務』
開催日時 2021年4月23日（金）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新の改正情報と近時の解釈動向を踏まえて～』
開催日時 2021年5月20日（木）13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎第10回 個人データの漏えい時にはどう対応すべきなの？②」
掲載誌 会社法務 A2Z 2021年3月号
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- 論文 「デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行と今後の展望」
掲載誌 月刊監査研究 719号
著者 岡田 淳

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2021
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登

- 論文 「情報漏えい・サイバーセキュリティインシデント発生時の実務対応 (2)」
掲載誌 NBL No.1190
著者 蔦 大輔

- 論文 「サイバーセキュリティに関する情報共有の重要性」
掲載誌 自由と正義 Vol.72 No.3
著者 蔦 大輔

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2021
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登 (共著)

- 論文 「改正対応! 「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第11回 仮名加工情報について」
掲載誌 会社法務 A2Z 2021年4月号
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝

- 論文 「Japan updates enforcement rules for amended APPI」
関連サイト International Association of Privacy Professionals (IAPP)
著者 田中 浩之

NEWS

- 飯田 耕一郎 弁護士のコメントが、日本経済新聞 13面『法律事務所、攻撃の標的に、サイバー脅威に対策強化』と題した記事に掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com